

(総 則)

- 第1条 発注者および受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（分収造林事業等プロポーザル実施要領に基づく事業においては企画提案書、分収造林事業等プロポーザル実施要領第9の規定による見積書を含む）をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款および設計図書を内容とする事業の請負契約（委託事業においては委託契約）をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の事業を契約書記載の履行期間内に完成し、事業目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金（委託事業においては事業委託料（以下同じ））を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾および解除は、書面により行わなければならない。
- 5 受注者が共同事業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為は、共同事業体の代表者を相手方とし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同事業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、目的物を第三者に売却もしくは貸与し、または抵当権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はその限りでない。

(一括委任または一括下請負の禁止)

- 第3条 受注者は、事業の全部または大部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

(下請負人の報告)

- 第4条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号または名称その他必要な事項の報告を請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により報告した事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を報告しなければならない。

(監督職員)

- 第5条 発注者は、監督職員を置いたときは、その職氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるものおよびこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者または受注者の現場代理人に対する指示、承諾または協議
- (2) 工程の管理、立会、事業の施工状況の検査または事業材料の確認
- 3 前項の規定に基づく監督職員の指示または承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 4 発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める催告、届出、請求、報告、承諾および解除については、監督職員を経由して行うものとする。この場合において、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(着手届)

- 第6条 受注者は、契約を履行するにあたって事業に着手したときは、直ちに発注者に書面による着手届を提出しなければならない。

(現場代理人)

第7条 受注者は、契約履行にあたっては現場代理人を設置するものとし、現場代理人を変更した場合は変更届を提出しなければならない。

2 現場代理人の職務は次のとおりとする。

- (1) 発注者との連絡体制の確立
- (2) 作業工程の把握と管理
- (3) 現場の安全管理

(変更契約)

第8条 発注者または受注者は、事業の実施に当たり、次のいずれかに該当するときは、発注者と受注者が協議してこの契約内容を変更できるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

- (1) この契約の実施の中途において、契約内容の変更を行う必要が生じたとき。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等によりこの契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

(一般的損害)

第9条 事業の実施に伴い生じた立木、林地等の損害(次条第1項もしくは天災等の不可抗力による損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち事業の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他事業の実施について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(完了届)

第11条 受注者は、事業が完了したときは、完了届を発注者に提出しなければならない。

(検査および引渡し)

第12条 発注者は、完了届を受理したときは、その日から14日以内に検査を行わなければならない。

- 2 検査の結果、不合格となり手直しを命ぜられたときは、受注者は遅滞なく手直し作業を完了し、発注者に手直し完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、発注者は受注者から手直し完了届を受理した日から14日以内に検査を行う。
- 3 前項の検査または再検査により発注者が業務の完了を確認したことをもって、成果物の引渡しがなされたものとする。

(請負代金の支払)

第13条 受注者は、第12条の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請求額を支払わなければならない。

(前金払および中間前金払)

第14条 この契約による請負代金額の前金払および中間前金払については、第14条の2に定めるところによるものとし、第14条の3の規定は適用しない。

- 第 14 条の 2 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の事業完了の時期を保証期限とする保証事業法第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 20 パーセントに相当する額以内の額を前払金として発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、第 1 項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 20 パーセントに相当する額以内の額を中間前払金として発注者に請求することができる。ただし、第 17 条の 2 の規定の適用を受けようとする場合（発注者が特に認める場合を除く。）はこの限りでない。
 - 4 受注者は、前項の中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者から認定の請求があったときは、速やかに当該請求の内容について審査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 5 第 1 項の前払金および第 3 項の中間前払金の合計額は、請負代金額の 40 パーセントを超えてはならない。
 - 6 設計図書の変更その他の事由により請負代金額の 10 分の 3 以上を増額した場合において、受注者は、その増額後の請負代金額の前払金支払可能限度額（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、前払金支払可能限度額と中間前払金支払可能限度額の合計額。次項において同じ。）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条、第 15 条および第 16 条において同じ。）の支払いを請求することができる。
 - 7 設計図書の変更その他の事由により当初の請負代金額の 10 分の 3 以上を減額した場合において、受注者は、受領済みの前払金額から減額後の請負代金額の前払金支払可能限度額を差し引いた額（以下「超過額」という。）を減額のあった日から 30 日以内に返還しなければならない。
 - 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。
 - 9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
 - 10 第 2 項の規定は、第 3 項または第 6 項の規定による請求があった場合について準用する。

第 14 条の 3 受注者は、発注者に対して、前払金および中間前払金を請求することができない。

（保証契約の変更）

- 第 15 条 第 14 条の 2 の規定の適用がある場合において、受注者は、同条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定めるもののほか、第 14 条の 2 第 7 項の規定により請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

（前払金の使用等）

第 16 条 第 14 条の 2 の規定の適用がある場合において、受注者は、前払金をこの事業の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料および保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに請負契約を締結す

る工事に係る前払金については、前払金の 100 分の 25 を超える額および中間前払金を除き、この事業の現場管理費および一般管理費等のうちこの事業の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(部分払)

第 17 条 この契約による請負代金額の部分払については、第 17 条の 2 に定めるところによるものとし、第 17 条の 3 の規定は適用しない。

第 17 条の 2 受注者は、事業の完成前に、出来形部分ならびに事業現場に搬入済みの事業材料に相応する請負代金相当額が請負代金額の 10 分の 2 以上となる場合は、当該請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について次項から第 8 項までに定めるところにより発注者の 1 会計年度につき 2 回に限り、部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分または事業現場に搬入済みの事業材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査または復旧に要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

$$\text{部分払金の額} \leq (\text{第 1 項の請負代金相当額} \times 9/10) - (\text{前払金額および中間前払金額} \times \frac{\text{第 1 項の請負代金相当額}}{\text{請負代金額}})$$

- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項および前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 第 5 項の支払期間内に受注者が第 14 条の 2 第 7 項に規定する超過額を返還しようとするときは、発注者は、前項に規定する部分払金の額の中からその超過額を控除することができる。

第 17 条の 3 受注者は、発注者に対して、部分払を請求することができない。

(第三者による代理受領)

第 18 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 13 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約不適合責任)

第 19 条 発注者は、引き渡された事業目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただ

し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 事業目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第20条 発注者は、事業が完成するまでの間は、次条から第21条の3までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、事業に着手すべき期日を過ぎても事業に着手しないとき。
- (2) 事業期間内に完成しないときまたは事業期間経過後相当の期間内に事業を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第19条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第21条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合または受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第24条または第24条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時事業の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

- イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ この契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

第 21 条の 3 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項もしくは第 2 項（独占禁止法第 8 条の 2 第 2 項および第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項もしくは第 3 項、第 17 条の 2 または第 20 条第 1 項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項および独占禁止法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員または使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 または同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 21 条の 4 発注者の責めに帰すべき事由により第 21 条各号、第 21 条の 2 各号または前条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、前 3 条の規定による契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第 22 条 受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨にのっとり、第 21 条の 2 第 9 項各号の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙「誓約書」のとおり誓約するものとする。

（不当介入があった場合の通報・報告義務）

第 23 条 受注者は、この契約の履行に当たり第 21 条の 2 第 1 項第 7 号、第 9 号アからオまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第 24 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 24 条の 2 受注者は、第 8 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 24 条の 3 受注者の責めに帰すべき事由により第 24 条または前条のいずれかに該当するときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 事業期間内に事業を完成することができないとき。
- (2) 事業目的物が契約不適合であるとき。
- (3) 第 21 条または第 21 条の 2 の規定により、事業目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害の賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第 21 条または第 21 条の 2 の規定により、事業目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 事業目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第 2 号に該当するときとみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 この契約および取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由により第 1 項各号または第 2 項各号のいずれかに該当するとき（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当するときとみなされる場合を除く。）は、第 1 項および第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第 25 条の 2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約および取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由により当該各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第 24 条または第 24 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 13 条第 2 項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 25 条の 3 発注者は、引き渡された事業目的物に関し、第 12 条第 3 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合であることを理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合に係る責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項および第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合であることを知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。
- 7 発注者は、事業目的物の引渡しの際にその事業目的物が契約不適合であることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその事業目的物が契約不適合であることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された事業目的物が契約不適合である場合において、当該契約不適合が支給材料の性質または発注者もしくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料または指図の不相当であることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予約等）

- 第26条 受注者は、この契約に関し、第21条の3の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。事業が完成した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 3 受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して第1項の規定による賠償金を請求することが出来る。この場合においては、当該構成員であった者は、発注者に対して連帯して賠償金支払いの義務を負う。

（解除に伴う措置）

- 第27条 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 受注者は、この契約が解除された場合において、事業用地等に受注者が所有または管理する事業材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有または管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または事業用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または事業用地等を修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

（補則）

- 第28条 この契約条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、一般社団法人滋賀県造林公社が必要と認める場合は、滋賀県警察本部に照会することに同意します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。